

YCU Student Award 要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 7 月 1 日

(設置)

第 1 条 横浜市立大学に、YCU Student Award を設ける。

(目的)

第 2 条 YCU Student Award は、横浜市立大学及び同大学院の学生（以下「学生」という。）及び大学の団体等の課外活動を奨励するとともに、これらの者が、学術、芸術、社会活動及び文化活動等の多様な分野において学生の範となる活躍をし、その行為が当該者の栄誉となるもの、本学の名誉を高揚するもの、又は、学内の士気を高めたと認められる者について、これを広く大学の内外に知らせ、顕彰することを目的とする。

(対象)

第 3 条 YCU Student Award の対象は、当該行為の時点において、横浜市立大学学則第 4 条及び大学院学則第 2 条に定める学部、学科及び研究科に在籍し、前条の目的に沿う活躍をした学生又はこれらの者が所属する団体とする。ただし、団体の場合は、構成員の 2 分の 1 以上が本学の学生である団体を対象とする。

2 対象となる件数に定めは設けない。

(期間)

第 4 条 YCU Student Award 候補者選考の対象となる期間は、暦年とする。

(顕彰内容及び顕彰)

第 5 条 顕彰は、学長名をもって行い、表彰状を授与する。

2 顕彰は、原則として、翌年の卒業式までに行うものとする。

(選考組織)

第 6 条 YCU Student Award の候補者は、学術研究分野、課外活動・社会活動分野の 2 分野ともに学生生活保健協議会にて選考する。

(候補者の推薦)

第 7 条 候補者の推薦は、次のとおり行う。

(1) 学術研究分野

学部長又は研究科長は学生又は団体を学生生活保健協議会に候補者として推薦できる。

(2) 課外活動・社会活動分野

本学の学生又は教職員及び候補者に関係のある外部団体等は、自薦他薦を問わず学生又は団体を学生生活保健協議会に候補者として推薦できる。

2 前項の推薦ができる期間は、別に定める。

(被顕彰者の選考)

第 8 条 学生生活保健協議会委員長は、前条の推薦を受けたとき、学生生活保健協議会において、候補者を選考する。

2 学生生活保健協議会は、候補者を選考するに当たっては、別に定める選考基準に基づいて行う。

(表彰)

第9条 学長は、前条の選考結果を受け、教育研究審議会の議を経て当該年の被顕彰者を表彰する。

(事務)

第10条 YCU Student Award にかかる事務は、学務・教務部学生支援課学生担当が担当する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか YCU Student Award の選考等に必要な事項は、学生生活保健協議会において定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。